

一般社団法人岩手県テニス協会理事会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令又は一般社団法人岩手県テニス協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、定款第53条の規定に基づき、本協会理事会（以下「理事会」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、理事会の議事の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(オブザーバー)

第3条 岩手県内のテニス関係団体で次の団体の代表者は、オブザーバーとして理事会に出席することができる。ただし、理事として参画した場合は除くものとする。

(1) 岩手県中学校体育連盟テニス専門部

(2) 岩手県学生テニス連盟

(3) 日本女子テニス連盟岩手県支部

(4) ロングテニスクラブ

(5) 岩手県シニアテニス連盟

2 定款第42条第1項の規定に基づき設置された委員会の委員長は、オブザーバーとして理事会に出席することができる。

3 第1項及び第2項に規定するほか、会長は必要があると認めるときは、別にオブザーバーを定めることができる。

4 オブザーバーは、理事会において、求められた場合には、意見を述べることができる。

5 オブザーバーは、理事会の議決権を有しない。

6 オブザーバーが理事会に出席した場合の旅費日当は、本協会旅費規程の理事に準じて、本協会が負担する。

(理事の議決権)

第4条 各理事は、理事会における一議決権を有する。

2 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(決議の方法)

第5条 定款第38条に規定する理事会の決議において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(議事録)

第6条 理事会の議事録は、10年間本協会の主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議長は、理事会に欠席した理事及び監事に対し議事録を送付しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月28日から施行する。